

みらいとうぶ 定住促進奨励金 R5.4～



町外から転入した方

町内業者施工で
建てる方

子育て世帯

【目的】

人口の減少を抑制し、移住定住と地域の活性化を図るため、みらいとうぶにおいて転入者及び町内在住者の住宅取得に対し、奨励金を交付します。

【奨励金の額】

対象者	区分	基本奨励金		町内業者施工 加算額	みらいとうぶ 加算額	最高額
		基本分	子供加算分			
転入者	新居に単身で 入居した者	40万円		住宅取得費×3.0% (限度額:60万円)	住宅取得費×10% (限度額:200万円)	300万円
	新居に家族で 入居した者	80万円	1人につき20万円加算 (3人まで60万円限度)	住宅取得費×3.0% (限度額:60万円)	住宅取得費×10% (限度額:200万円)	400万円
町内 在住者				住宅取得費×3.0% (限度額:60万円)	住宅取得費×10% (限度額:200万円)	260万円

※転入者は現在志賀町に住所を定めているか、志賀町に転入してから3年以内で、**他市町村に継続して3年を超えて住所を定めていた方**（住民基本台帳上記載があるもの）

※子供加算分は18歳未満の方

※住宅取得費は、工事費（消費税込み額）を示します。

※**町内業者施工加算額は、町内業者が下請・部分施工等により行う工事費相当も対象とする。**

※町立富来病院看護師等就労加算

看護師、薬剤師として町立富来病院に新たに就労する方若しくは1年以内に採用された方で、みらいとうぶで住宅取得をした方に100万円を交付します。

就労条件 町立富来病院に5年以上勤務すること。

※ただし、対象は1名までを上限とする。

●対象となる人

みらいとうぶの譲渡契約日から3年以内に住宅の建築に着手した方

※ただし、申込時において18歳以上45歳未満の者に限る。

●対象となる住宅

1. 自ら居住するための新築一戸建て住宅（兼用住宅含む）
2. 第1種低層住居専用地域の基準に準ずるもの

□奨励金算定例

例1) 転入者で夫婦と子供3人、住宅取得費2,300万円、夫婦で町立富来病院看護師勤務、町内業者施工の場合
80万円(基本補助金)+20万円×3人(子供加算補助金)+60万円(町内業者施工)
+200万円(みらいとうぶ加算額)+100万円(町立富来病院看護師等就労加算)=500万円